

○ 財 務 省 告 示 第 22 号

個 人 向 け 国 債 の 発 行 等 に 関 す る 省 令 （ 平 成 14
年 財 務 省 令 第 68 号 ） 第 4 条 第 14 項 の 規 定 に 基 づ
き 、 令 和 7 年 12 月 15 日 に 発 行 し た 個 人 向 け 国 債
の 発 行 条 件 等 を 次 の と お り 告 示 す る 。

令 和 8 年 1 月 14 日

財 務 大 臣 臨 時 代 理
国 務 大 臣 林 芳 正

1	名 称 及 び 記 号	個 人 向 け 利 付 国 庫 債 券 （ 固 定 ・ 3 年 ） （ 第 186 回 ）
2	発 行 の 根 拠 法 律 及 び そ の 条 項	特 別 会 計 に 関 す る 法 律 （ 平 成 19 年 法 律 第 23 号 ） 第 46 条 第 1 項
3	振 替 法 の 適 用 等	社 債 、 株 式 等 の 振 替 に 関 す る 法 律 （ 平 成 13 年 法 律 第 75 号 。 以 下 「 振 替 法 」 と い う 。 ） の 規 定 の 適 用 を 受 け る も の と し 、 そ の 振 替 機 関 は 日 本 銀 行 と す る 。
4	発 行 額	額 面 金 額 で 59,452,960,000 円
5	最 低 額 面 金 額	10,000 円
6	振 替 単 位	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿 の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金 額 の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と す る 。
7	発 行 日	令 和 7 年 12 月 15 日
8	発 行 価 格	額 面 金 額 100 円 に つ き 100 円
9	利 率	年 0.99%
10	初 期 利 子	令 和 8 年 6 月 15 日 を 支 払 期 と し 、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し た 金 額 を 支 払 う 。 た だ し 、 支 払 期 が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き は 、 そ の 翌

営業日に支払う（以下、次号及び第12号において規定する期日について同じ。）。
額面金額 $\times \frac{0.99}{100} \times \frac{1}{2}$

- | | | |
|----|----------|--|
| 11 | 第2期以後の利子 | 毎年6月15日及び12月15日を支払期とし、各支払期において、その日以前6月間に属する利子を支払う。 |
| 12 | 償還期限 | 令和10年12月15日 |
| 13 | 償還金額 | 額面金額100円につき100円 |
| 14 | 払込期日 | 令和7年12月15日 |
| 15 | 払込場所 | 日本銀行の本店又は支店 |
| 16 | 中途換金の取扱い | 中途換金の買取りは、令和8年12月15日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。
(1) 令和8年12月15日から令和9年6月15日前までの間の場合
額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$ ＋第2期利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$ ）
(2) 令和9年6月15日以後の場合
額面金額＋経過利子に相当する金額－利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100} \times 2$ |
| 17 | 中途換金の特例 | 前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法 |

(昭和 25 年 法 律 第 73 号) 第 21 条
の 4 第 1 項に規定する特定障害
者扶養信託契約の受益者及び所
得税法等の一部を改正する法律
(平成 25 年 法 律 第 5 号) 第 3 条
の規定による改正前の相続税法
第 21 条の 4 第 1 項に規定する特
別障害者扶養信託契約の受益者
を含む。) が、死亡したときには
その相続人が、又はその居住す
る市町村(特別区を含み、地方
自治法(昭和 22 年 法 律 第 67 号)
第 252 条の 19 第 1 項の指定都市
にあっては、当該市又は当該市
の区若しくは総合区とする。)の
区域において、災害救助法(昭
和 22 年 法 律 第 118 号)による救
助の行われる災害が発生し、当
該災害にかかったときには当該
個人向け国債を有する者が、令
和 8 年 12 月 15 日前であっても、
当該個人向け国債の中途換金を
請求することができるものと
し、その買取金額は、次の区分
に応じ、それぞれの算式により
算出した金額とする。

(1) 令和 8 年 6 月 15 日から令和
8 年 12 月 15 日前までの間の
場合

額面金額 + 経過利子に相当
する金額 - (初期利子に相当
する金額 $\times \frac{79.685}{100}$ + 経過利
子に相当する金額)

		(2) 令和8年6月15日前的場合
		額面金額＋経過利子に相当する
		金額－経過利子に相当する金額
18	元利金支払	日本銀行
	場所	